

# 植物検疫のお知らせ

## ニュージーランドへ渡航される方へ

毎年、日本から観光や商用でニュージーランドに行かれる方が数多くいらっしゃいます。

日本からニュージーランドへ持ち込む植物(果物・野菜等)には、ニュージーランドの法律で規制されているものもあります。日本からのおみやげが、持ち込みができず放棄することにならないよう、出国前にニュージーランドの規制を調べておく必要があります。

また、ニュージーランドには南半球ならではのさまざまな植物(果物・野菜等)がありますが、同時に日本にはない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

**この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きていますので、ご注意ください。**

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

### 輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したのについて、『植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)』が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

### 輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



### 輸出検疫を受けないで植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要であるかどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

なお、ニュージーランドの植物検疫に関する詳細な情報については、同国農林省のホームページで調べることができます。

<http://www.biosecurity.govt.nz/imports/plants/index.htm>

(参考) 在日ニュージーランド大使館 TEL 03-3467-2271  
ニュージーランド観光局 TEL 003-5400-1311

### 他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: [http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch\\_top.jsp](http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp)

### ニュージーランドへ持ち込めない植物は？

ニュージーランドが持ち込みを禁止している主な植物等です。

- ・ミカンなどのカンキツ類
- ・ナシ、リンゴなどの苗や切枝
- ・バラの切花
- ・食用キノコ
- ・生野菜
- ・生果実
- ・その他: 土、有害な病菌害虫、有害な植物

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせ下さい。

## 2. ニュージーランドから日本への植物の持ち込みについて

### ニュージーランドのサクランボ・リンゴ・ネクタリンが解禁!?

サクランボ生果実、リンゴ生果実及びネクタリン生果実については、ニュージーランドと日本の間で定められた検疫処理と輸送方法を条件に輸入ができるようになりました。  
このことを全面的な「輸入解禁」と誤解されている方が見受けられますが、条件に合っていないものについては今までどおり持ち込みができません。現在、携帯品(手荷物)での輸入はできませんので、十分にご注意ください。

### ニュージーランドから日本への持ち込みができないもの

#### 果物・野菜

アンズ、サクランボ、スモモ(ブルーン、ソルダム等を含む)、ナシ、マルメロ、モモ(ネクタリン、ピントウ等を含む)、リンゴなどのバラ科植物の生果実のほとんどはコドリガや火傷病菌など日本への侵入が警戒されている病害虫が付着している可能性があるため、ニュージーランドから日本へ持ち込むことが禁じられています。

また、キャッサバ芋、サツマイモ(葉や茎も含む)、ヨウサイ(エンサイ、空芯菜)などはアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの寄主植物となっているため、同じく日本へ持ち込むことが禁じられています。

#### 種苗・切花類

カリン、セイヨウカリン、ビワ、マルメロ、ナシ、リンゴなど一部のバラ科植物の「苗、生果実、切花、切枝、花粉」は火傷病菌が付着している可能性があるため、ニュージーランドから日本へ持ち込むことが禁じられています。

また、アサガオ属植物、サツマイモ属植物及びヒルガオ属植物の苗や切花なども日本への侵入を警戒している害虫の寄主となっているため、同じく日本へ持ち込むことが禁じられています。

さらに、エンドウの種子については、輸出国(ニュージーランド)の栽培地検査を受け、その証明書が添付されたものでなければ、持ち込むことができません。

#### その他

「殻付きのクルミ」「オオムギ属植物、コムギ属植物、ライムギ属植物及びカモジグサ属植物の茎葉」「土」「土の付いた植物」「イネウラ・モミガラが含まれるもの」「植物病原体・害虫」などもニュージーランドから日本へ持ち込めません。

#### 注意/ATTENTION!

ニュージーランドから日本に帰国される時に第三国・地域を経由した場合、たとえ短時間の乗り継ぎでその国・地域に入国していなくても、携行品はその国・地域に分布している病害虫に汚染されたとみなされますので、注意してください。

### 空港の免税店で果物が売られているが?

空港内の免税店で生の果物がおみやげとして販売されていることがありますが、これら免税店商品であっても、植物検疫の規制が免除されるわけではありません。

また、免税店に限らず、「日本に持っていても大丈夫」という言葉で販売をしている所もあるようですが、中には日本の植物防疫法の規制を十分に知らずに日本に持ち帰れないものを販売している事例もあるようです。ご注意ください。

### 植物検疫を受けないと罰金? 逮捕?

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をしていただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合、申告義務を怠っていたと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない場合も申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

## ニュージーランドからの侵入を警戒している病害虫について

### コドリガ(Cydia pomonella)

リンゴ、モモ、クルミなどの大害虫。成虫は未熟果や葉面に産卵、幼虫は果実の内部を食害する。温帯全域に分布。体長7~9mm。

### アリモドキゾウムシ(Cylas formicarius)

サツマイモの大害虫。成虫、幼虫ともにイモを食害するが、特に幼虫による被害が甚だしい。サツマイモの生塊根が食害されると、異臭と苦味が発生して、食用はもちろんのこと、飼料としても用いることができなくなります。北アメリカ、アフリカ、東南アジアなどにも分布。成虫の体長6~7mm。

### イモゾウムシ(Euscepes postfasciatus)

中華人民共和国、北アメリカ(カナダを除く)、中南米、太平洋の島々にも分布するサツマイモの害虫。上記のアリモドキゾウムシ同様、サツマイモの生塊根が加害されると異臭と苦味が発生して食用や飼料用に用いることができなくなります。成虫の体長3~4mm

### ヘシアンバエ(Mayetiola destructor)

ヘシアンバエはハエの仲間で、コムギなどムギ類の大害虫。幼虫が茎の汁を吸い、被害を与えます。北アメリカ、ヨーロッパ地域などにも分布。成虫の体長2~3mm。

### 火傷病菌(Erwinia amylovora)

リンゴ、ナシなどの果樹やサンザシ、ピラカンサなどの花木類に被害が著しい細菌による病気。本病による症状は火傷(やけど)に似たような外観を呈し、樹全体が枯死する。北アメリカ、ヨーロッパ、西アジアなどにも分布。

## ニュージーランドからは何が持ち込めるの？

### 日本に生のままで持ち込める果物・野菜類は？

- ・レモン、オレンジ、ミカンなどのカンキツ類
- ・アボカド ・パッションフルーツ ・フェイジョア
- ・キウイフルーツ ・ブドウ ・ブルーベリー ・ラズベリー
- ・オランダイチゴ ・スイカ ・メロン ・トウガラシ
- ・キュウリ ・食用ホオズキ ・タマリロ ・キノ
- ・ピーマン ・タマネギ ・アスパラガス ・カボチャ

### そのほかにニュージーランドからよく来る農産物は？

- ・ランの苗や切花
- ・ユリの球根やカラーの根茎
- ・ダイコンの栽培用種子
- ・カラー、ニュウサイラン、サンダーソニアなどの切花
- ・トベラの切枝

これらについても検査を受けて、病気や害虫、土などが付着していないものであることを植物防疫官が確かめなくてはなりません。

植物防疫(事務)所は、農作物の害虫や病気を対象にした検疫や防除に関わる業務を行う農林水産省の機関です。

輸出入(海外との物資の移動)に関しては、全国各地の空港・海港において、検疫所(厚生労働省)・動物検疫所(農林水産省)・税関(財務省)などととも日本国の国益を保護するための活動を行っています。

世界各地では、穀類や果物、野菜類の栽培に非常に大きな被害を与える害虫や病気が発生しているため、これらの日本への侵入・まん延を阻止しなくてはなりません。



### (植物検疫の対象となるもの)

- 種子・花粉・球根・苗・苗木(穂木)
- 培養体(カルス)・切花・切枝・ドライフラワー
- 果物・野菜・穀類・豆类・香辛料・薬用植物
- 植物を材料としたもの
- その他(土・昆虫・キノコ・菌類など)

### 植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。

### お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見ることが出来ますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>

### 主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB	0476-32-6694
第2PTB	0476-34-2352
中部空港支所	0569-38-8433
関西空港支所	0724-55-1936
福岡空港出張所	092-477-7575
那覇空港出張所	098-857-0054